

# 子育てのための施設等利用給付申請のてびき

## 1. 施設等利用給付認定について

幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育や一時預かり事業の利用料、認可外保育施設や子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の保育料などを無償化する制度です。無償化の対象になるためには、利用開始までに「施設等利用給付認定申請」手続きを行い、認定を受ける必要があります。

- ※ 認定前に利用した費用については無償化の対象になりません。また、制度上、認定は遡ることができません。
- ※ 教育・保育給付認定の2号・3号認定を受けている方や、1号認定を受けている方で預かり保育を利用されない方については申請の必要がありません。

## 2. 認定区分と無償化の上限額について

施設等利用給付認定区分	保育の必要性	認定要件	対象となる施設	無償化上限額
新1号認定	なし	満3歳以上の小学校就学前の子ども	新制度未移行の幼稚園 国立大学附属幼稚園 国立特別支援学校幼稚部	25,700円(教育時間のみ) ※ 国立大学附属幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚部は月額400円まで無償
新2号認定	あり	3歳～5歳児クラスであって保育の必要性がある子ども	幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育事業	月額11,300円(最大) ※ 利用日数に応じて月額の上限額は変動します(450円×1ヶ月の利用日数が上限額です)
			認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	月額37,000円
新3号認定	あり	0歳～2歳児クラス(満3歳児含む)であって保育の必要性があり、住民税非課税世帯の子ども	幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育事業	月額16,300円(最大) ※ 利用日数に応じて月額の上限額は変動します(450円×1ヶ月の利用日数が上限額です)
			認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	月額42,000円

※企業主導型保育施設の利用者については、施設等利用給付認定を受けることができません。

※内子町外へ転出し、引き続き施設等利用給付認定が必要となる場合は、転出先の市町村で新たに給付認定を受けなおす必要があります。

### 3. 保育を必要とする理由について

保育の必要性が認定できる子どもは、保護者の**いずれも**が、次の**いずれか**に該当する場合です。

保育を必要とする理由	内 容	認定の有効期間
就労	1箇月に64時間以上就労することを常態とする	最長 就学まで
妊娠・出産	妊娠中又は出産後である	妊娠中又は出産後8週を経過する日の翌日が属する月末まで
疾病・障がい等	保護者が疾病、負傷、精神若しくは身体に障がい有している	最長 就学まで
介護等	同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している	最長 就学まで
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	最長 就学まで
求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている	最長で3か月間
就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	就学期間中
虐待・DV	虐待・DV等のおそれがある	最長 就学まで
その他	町長が特に必要と認める事由に該当する	実情による

### 4. 保育を必要とする理由ごとの必要書類について

保育の必要性の認定を受ける場合は、認定申請書とは別に、保育を必要とする理由ごとに次の書類が必要となります。※兄弟姉妹で申し込みの場合は、1枚で結構です。

保育を必要とする理由	必要書類	
就労	会社員、パート、内職等	就労証明書
	自営・農業等	就労証明書 ※居住する地区の民生・児童委員の証明を受ける必要があります。
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・母子手帳の写し(氏名、出産予定日の確認できるページ)</li> </ul>	
疾病・障がい等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・診断書、障害者手帳・療育手帳の写しなど</li> </ul>	
介護等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・診断書、障害者手帳・療育手帳・介護保険被保険者証の写しなど</li> <li>・タイムスケジュール</li> </ul>	
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・罹災証明(被災の内容を証する書類など被災状況が分かるもの)</li> </ul>	
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・求職活動中であることを証明する書類(ハローワーク受付票の写しなど)</li> <li>・保育に欠ける証明書(求職活動中であることを証明する書類がない場合)</li> </ul>	
就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・在学証明書</li> <li>・タイムスケジュール</li> </ul>	
虐待・DV	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書</li> <li>・公的機関等による証明(配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明など)</li> </ul>	
その他	町長が特に必要と認める書類	

※ 申請書提出後に保育の必要性の認定に影響する就労等状況やご家庭の状況に変化があった場合は、速やかにこども支援課までご連絡ください。

## 5. 町民税額の算定が必要な場合について

0～2歳児クラスの子ども(年度中に3歳になる子どもを含む)が無償化の対象となる場合や、新制度に移行していない幼稚園の副食費の減免の判定は、世帯の「町民税」の額により決まります。毎年9月に、算定に用いる町民税の対象年度を切り替えます。

【町民税額対象年度のイメージ】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の町民税額に基づく					当年度の町民税額に基づく						

切り替え

- ・ 住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割税額控除、配当控除、外国税控除、寄付金税額控除については、保育料を算定する際にこれらの控除を差し引く前の税額で保育料を算定します。
- ・ 対象年度の町民税額が未確定(未申告、税関係書類の未提出等)の場合、**税額が確定するまでの間、減免等の判定ができません。**
- ・ 税額の再調査により、税額が変更になった場合は、対象月に遡って施設等利用費等を返還していただく場合があります。

### ○父母以外で、「家計の主宰者」がいる世帯の町民税額の算定について

- ・ 生計が父母の収入のみでは成り立っていないと認められた場合で、同居している親族(祖父母、18歳以上の子どもの兄弟姉妹等)がいる場合、最も収入を得ている者を「家計の主宰者」と認定し、父母とその認定された家計の主宰者の税額を合算して算定します。

## 6. 認定の申請に必要な書類について

### ○新1号認定を希望する場合

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(申請児童1人につき1枚)

### ○新2号認定および新3号認定を希望する場合

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(申請児童1人につき1枚)
- ② 「保育の必要性」を証明する書類

※ 認定後に保育の必要性の認定に影響する就労等状況やご家庭の状況に変化があった場合は、速やかにこども支援課までご連絡ください。

## 7. 問い合わせ先

内子町役場 こども支援課 児童福祉係 (電話番号)0893-23-9255